

○ 農家負担金軽減支援対策事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2304号）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">農家負担金軽減支援対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成23年4月1日付け22農振第2304号 最終改正 <u>令和3年4月1日付け2農振第3702号</u></p> <p>第1～第9 [略]</p> <p>第10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、<u>令和7年度</u>までとする。</p> <p>第11 [略]</p> <p>第12 災害償還助成事業 1・2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、<u>令和7年度</u>までとする。</p> <p>第13 [略]</p> <p>第14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、<u>令和7年度</u>までとする。 2～4 [略]</p> <p>第15～第22 [略]</p>	<p style="text-align: center;">農家負担金軽減支援対策事業実施要綱</p> <p style="text-align: center;">制定 平成23年4月1日付け22農振第2304号 最終改正 <u>令和2年3月31日付け元農振第3550号</u></p> <p>第1～第9 [略]</p> <p>第10 経営所得安定対策等支援事業 1～4 [略] 5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、<u>令和2年度</u>までとする。</p> <p>第11 [略]</p> <p>第12 災害償還助成事業 1・2 [略] 3 災害償還助成計画の審査及び認定 (1)～(7) [略] (8) 災害償還助成計画の認定期間は、<u>令和2年度</u>までとする。</p> <p>第13 [略]</p> <p>第14 緊急支援事業 1 事業の実施期間 緊急支援事業の実施期間は、<u>令和2年度</u>までとする。 2～4 [略]</p> <p>第15～第22 [略]</p>

附 則（令和3年4月1日付け2農振第3702号）

この通知は、令和3年4月1日から施行する。